



24時間対応の訪問介護・訪問看護サービスを受ける

要介護 1～5 ていきじゅんかい ずいじたいおうがたほうもんかいご かんご **地域密着型サービス**
定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護職員と看護師が一体または密接に連携し、決められた時間に訪問します。また、利用者の通報や電話などに対して随時対応します。



1カ月あたりのサービス費のめやす
 【介護、看護一体型事業所で介護と看護を利用した場合】

要介護度	サービス費	利用者負担額
要介護 1	81,128円	8,113円
要介護 2	126,736円	12,674円
要介護 3	193,459円	19,346円
要介護 4	238,485円	23,849円
要介護 5	288,922円	28,893円

※要支援の方は利用できません。

自宅に訪問してもらおう

夜間に訪問介護を受ける

要介護 1～5 やかんたいおうがたほうもんかいご **地域密着型サービス**
夜間対応型訪問介護

夜間に定期的にヘルパーなどが巡回して介護を行う訪問介護と、緊急時に利用者が通報するとヘルパーが急行する24時間体制の訪問介護があります。

1カ月あたりのサービス費のめやす
 【基本対応の場合】

サービス費	利用者負担額
10,097円	1,010円

※要支援の方は利用できません。
 ※利用するメニューによって別に費用が加算されます。
 サービス費（利用者負担額）のめやす
 ・定期巡回サービス 3,798円(380円) /1回
 ・随時訪問サービス 5,789円(579円) /1回

自宅で入浴する

要介護 1～5 ほうもんにゆうよくかいご **要支援 1・2** かいご よほうほうもんにゆうよくかいご
訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）

自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。全身浴が難しいときにはタオルで体を拭いてもらうこともできます。

1回あたりのサービス費のめやす

要介護度	サービス費	利用者負担額
要介護 1～5	12,925円	1,293円
要支援 1・2	8,739円	874円

地域密着型サービスって何？

住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。長崎市内に所在する事業所は、長崎市内に住所を有する方のみが利用でき、市が事業所の指定や監督を行います。



看護師などに訪問してもらおう

要介護 1～5 ほうもんかんご **要支援 1・2** かいご よほうほうもんかんご
訪問看護（介護予防訪問看護）

看護師、保健師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理をしてもらいます。

		要介護度	令和6年5月まで		令和6年6月から	
			サービス費	利用者負担額	サービス費	利用者負担額
病院・診療所から	20分～30分未満	要介護1～5	4,063円	407円	4,073円	408円
		要支援1・2	3,890円	389円	3,900円	390円
	30分～1時間未満	要介護1～5	5,850円	585円	5,860円	586円
		要支援1・2	5,635円	564円	5,646円	565円
訪問看護ステーションから	20分～30分未満	要介護1～5	4,798円	480円	4,808円	481円
		要支援1・2	4,594円	460円	4,604円	461円
	30分～1時間未満	要介護1～5	8,382円	839円	8,402円	841円
		要支援1・2	8,086円	809円	8,106円	811円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

自宅に訪問してもらおう

自宅でリハビリをする

要介護 1～5 ほうもん **要支援 1・2** かいご よほうほうもん
訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けます。



1回あたりのサービス費のめやす

サービス費	利用者負担額
3,122円	313円
3,132円	314円

令和6年5月まで
令和6年6月から

お医者さんなどによる療養上の管理や指導

要介護 1～5 きょたくりょうようかんり しどう **要支援 1・2** かいご よほうきょたくりょうようかんり しどう
居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）

通院が困難な方に対して、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士、看護職員に訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導をします。

1日あたりのサービス費用のめやす
 【同日、単一の建物にサービスを受ける人がほかいない場合】

	令和6年5月まで		令和6年6月から	
	サービス費	利用者負担額	サービス費	利用者負担額
医師の場合(月2回まで)	5,140円	514円	5,150円	515円
歯科医師の場合(月2回まで)	5,160円	516円	5,170円	517円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	5,650円	565円	5,660円	566円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	5,170円	517円	5,180円	518円

※訪問する職種により費用や限度回数異なります。

「居宅療養管理指導」は「訪問看護」と何が違うの？

「訪問看護」は、医師の指示によって注射などの医療行為が行われますが「居宅療養管理指導」には、医療行為は伴いません。日常生活で注意すべき点などについて相談したり、アドバイスを受けたりするサービスです。ですから、可能ならば利用者だけでなく、家族や介護する人もいっしょにアドバイス等を聞いておくことより効果的です。



しくみと加入者

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

費用の支払い

地域支援事業

在宅生活支援事業

介護保険料